

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 日

関係所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部事務局長

令和 6 年度当初資格取得者に係る公立学校共済組合員証の送付について（通知）

令和 6 年度当初に公立学校共済組合員資格を取得した組合員に係る組合員証を下記のとおり送付します。

ついては、該当組合員に下記 2、3 及び 4（一般組合員のみ）とともに組合員証を交付ください。

なお、この組合員証は組合員からの資格取得届の到達前に、各任命権者から公立学校共済組合埼玉支部に提供された情報に基づき作成し、交付しています。

また、被扶養者証については、通常どおり組合員からの資格取得届の提出を受け、審査・交付します。

組合員本人についての資格取得届、被扶養者に係る資格取得届は、省略されるものでなく、通常どおり提出が必要です。

申告手続に遺漏のないよう、御留意を賜りますようお願いいたします。

記

1 組合員証

※満 70～74 歳の組合員に交付する高齢受給者証は、標準報酬決定後、別途送付します。

2 組合員証の送付について

3 公立学校共済組合員証等の交付を受けられた方へ

※ 2～3 の文書については、該当者が複数いる場合は、所属所で複写して配布をお願いします。

4 組合員証を受け取られた方へ（一般組合員のみ）

担 当：〒330-0063

さいたま市浦和区高砂 3-14-21

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当
（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電 話：048-830-6694

FAX：048-824-2638

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 日

該当組合員 様

公立学校共済組合埼玉支部事務局長

令和 6 年度当初資格取得者に係る公立学校共済組合員証の送付について（通知）

令和 6 年度当初に公立学校共済組合員資格を取得した組合員に対して、別添のとおり公立学校共済組合員証を配布します。

この組合員証は、各任命権者から公立学校共済組合埼玉支部に提供された情報に基づき作成し、交付しています。

組合員証は交付しましたが、組合員資格取得届は、別途提出が必要（個人番号、基礎年金番号、短期給付振込金融機関等の提出を要するため）です。

また、被扶養証の交付を希望する場合は、資格取得届を作成し、併せて申告をしてください。

必要な申告手続に遺漏のないよう、所属所担当者に確認を行うなど、速やかに御対応くださるようお願いいたします。

担 当：〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当

（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電 話：048-830-6694

FAX：048-824-2638

公立学校共済組合員証等の交付を受けられた方へ

次の点の御確認等をお願いします。

なお、組合員本人と被扶養者の資格取得に関する申告を同時に行っていただいた場合でも、処理状況により組合員証（本人分）の発送が先行することがございます。御了承ください。

御確認いただく事項

- 1 記載内容（氏名、生年月日、性別、資格取得年月日）を御確認ください。
- 2 裏面に住所を御記入ください。
- 3 「臓器提供意思表示欄」への御記入は任意です。御記入された場合で、その内容を他者に知られたくない場合は、同封の「意思表示欄保護シール」を貼付してください。
- 4 満70歳から74歳までの方には、公立学校共済組合組合員証及び被扶養者証のほかに「公立学校共済組合高齢受給者証」を交付しています。

今後、御留意いただく事項

- 1 組合員の退職や被扶養者の資格取消等があった場合は、速やかに申告書の御提出と組合員証等の返納を行ってください。
参考に、裏面に被扶養者の資格が取消となる場合等について記載しました。
- 2 資格喪失後に組合員証等を使用することはできません。医療機関等を受診した場合には、共済組合・互助会が負担した医療費を返納していただきます。
- 3 組合員証等を紛失した場合は、警察署に遺失届を提出し、公立学校共済組合埼玉支部へ再交付申請をしてください。
- 4 組合員証等の文字が擦れている場合は、病院等で組合員証等を使って受診ができず全額自己負担になってしまう場合がありますので、再交付申請をしてください。

内容等の不備や御不明な点がございましたら、資格管理担当へ御連絡ください。

<お問合せ先>

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当

（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電話：048-830-6694

被扶養者の資格が取消となる場合にはすぐに届出を！

被扶養者について、認定限度額（※）以上の恒常的な収入がある場合には、公立学校共済組合の被扶養者としての資格は取消となります。被扶養者の収入状況等をよく御確認ください。

※認定限度額：年額130万円

（国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者及び60歳以上の者については、年額180万円）

なお、被扶養者の認定が取消となる代表的な例を下記にまとめましたので参考にしてください。取消となる場合は、速やかに所属所とおして手続をしてください。

記

1 就職した。

- （1）勤務先の健康保険制度（協会けんぽ等）に加入した（アルバイト・パートでも条件によっては加入することがあります。）。
- （2）給与の月額（見込み）が108,334円以上になる雇用条件で採用された（認定限度額130万円の場合）。
- （3）給与の月額見込みを出すことのできない雇用条件（時給や日額のみ決められている等）で働いていて、12か月間の合計額（※）が130万円以上となった（認定限度額130万円の場合）。

※12か月間の合計とは、会計年度や暦年単位ではなく1月から12月、2月から翌年1月、3月から翌年2月と毎月順にずらして常に12か月間の合計で判断します。

- 2 失業手当を日額3,612円以上で受給開始した（認定限度額130万円の場合）。
- 3 公的年金の決定や年金額の改定により、恒常的な収入が限度額以上となった。
- 4 企業年金や私的年金（個人型確定拠出年金（iDeco）、個人年金、財形年金等）を含めて恒常的な収入が認定限度額以上となった。
- 5 確定申告で事業所得等又は事業所得等と給与・年金等の合計額が認定限度額以上になった。
- 6 配偶者の総収入額が組合員の総収入額を超過した。

配偶者と組合員の収入差額が、多い方の1割を超えた場合は認定取消となります。配偶者に給与収入がある場合は1月に発行される源泉徴収票の支払金額により、確定申告をしている場合は確定申告書の「専従者控除額」、「青色申告特別控除額」を控除する前の所得金額により収入比較をしてください（夫婦とも公立学校共済組合員である場合を除く。）。

（注1）子を扶養している組合員が育児休業を取得している場合、育児休業に入る直前の年の「源泉徴収票の収入額」と配偶者の総収入額とで比較します。

（注2）育児休業や産前産後休暇中は収入逆転しても扶養替えする必要はありません。

7 別居している被扶養者への送金額が減少した。

組合員の送金額（B）が被扶養者の総収入額（A）※（組合員からの送金額（B）を含む。）の1/3未満になった。

総収入額 (A) ※	=	認定対象者 自身の収入	+	組合員の 送金額 (B)	+	組合員以外の 者の送金額	+	認定対象者に対する 生活費負担額
---------------	---	----------------	---	-----------------	---	-----------------	---	---------------------

- 8 住民票が日本国内になく、国内居住要件の例外にも該当しない。

組合員証を受け取られた方へ

年金を受給している方は、「年金受給権者再就職届書」の提出が必要です！

※被扶養者の方は対象外です。

公務員の共済組合^{※1}から「老齢(退職)年金」や「障害年金」を受けている方^{※2}が、公立学校共済組合員の一般組合員の資格を取得した場合（公立学校等に採用、転入、再就職された場合）は、必要な手続があります。

下のチャートでご確認の上、【A】【B】に該当する方で、必要な書類を提出していない方は、下記担当までお早めにご提出ください。ご不明な点については、下記担当までお問合せください。

※1 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合（公立学校／地方職員／市町村職員／警察等）をすべて含みます。ただし、私学共済は含みません。

※2 全額支給停止になっている場合や、請求中の場合も含みます。

《確認チャート》

「老齢(退職)」や「障害」を事由とする年金を受けている^{※2}。

いいえ

はい

年金は公務員の共済組合^{※1}が決定したものだ。

いいえ

はい

特別な手続はありません。

*年金は公立学校共済組合が決定したものだ。【Aへ】

*年金は公立学校共済組合以外の公務員の共済組合が決定したものだ。【Bへ】

	【A】	【B】
手続に必要な提出書類	①「年金受給権者再就職届書」 →公立学校共済組合本部 HP からダウンロードしてください。 ※年金証書の添付は不要です。	①「年金受給権者再就職届書」 →年金を決定した元の共済組合が定めた様式を使用してください。 ②「年金証書」の原本 (私学共済及び日本年金機構の年金証書は添付不要です。)
手続後の年金	・在職による年金の支給停止の処理が行われ、年金額が調整されます。(一部または全額が支給停止)	・在職による年金の支給停止の処理が行われ、年金額が調整されます。(一部または全額が支給停止) ・元の共済組合から年金を受け取れるのは公立共済への加入月分までです。加入の翌月分からは公立共済が年金を決定し直し、支給します。
手続遅延の影響	・在職による年金の支給停止の処理が行われず、年金の過払いが生じてしまいます。 ・過払い金は、次に支給される年金で精算されます。	・在職による年金の支給停止の処理が行われず、年金の過払いが生じてしまいます。 ・過払い金は、元の共済組合へご自身で返金することになります。

20 歳以上 60 歳未満の 一般組合員の資格取得者 被扶養配偶者資格取得者 の皆さまへ

国民年金への加入案内が届いてしまうことがあります。

公立学校共済組合で一般組合員の資格を取得した方、一般組合員の配偶者で被扶養者の資格を取得した方^{※1}のうち、20 歳以上 60 歳未満の方については、年金制度上、国民年金の被保険者資格も取得したことになりますので、**国民年金への加入手続は必要ありません。**

しかし、共済組合で資格を取得してから 2 か月を過ぎた頃に、日本年金機構から「被保険者資格取得勧奨」「国民年金適用勧奨」等と書かれた加入案内が送られることがあります。

※1 65 歳以上の組合員の被扶養配偶者の方は、20 歳以上 60 歳未満であってもご自身で国民年金への加入が必要となります。（ただし、組合員の老齢年金受給権の有無により例外があります。）

◎どうして国民年金への加入案内が届くのですか。

皆さまが「公立学校共済組合で一般組合員または被扶養配偶者としての資格を取得した」という情報が、共済組合を通じて日本年金機構へ到達するまでに一定の期間を要します。そのため、資格取得から 2 か月を過ぎても日本年金機構へ情報が届かなかった場合に、日本年金機構が皆さまを「年金制度に未加入の状態が続いている方」と認識し、加入案内が送られてしまうのです。

◎加入案内が届いたら、どうすればよいのですか。

皆さまが手続を行う必要はありません^{※2}。

共済組合での資格取得情報が日本年金機構へ到達し次第、記録の整備が行われますので、**国民年金への加入案内にある届出等を行わないようお願いいたします。**

※2 ただし、共済組合への提出書類が不足しているために加入案内が届くケースもありますので、共済組合へ未提出の書類（被扶養配偶者に係る「国民年金第 3 号被保険者関係届」等）がありましたら、お早めにご提出をお願いします。

共済組合が行う資格取得情報のシステム処理の都合上、日本年金機構への情報到達が通常より遅延し、更なる加入案内が届いてしまうことがあります。その場合は、大変お手数ですが、下記担当までお知らせくださるようお願いいたします。